

# 公益財団法人大学基準協会

## 公的研究費の不正防止に関する基本方針

平 28. 5. 23 決定

令 5. 9. 26 改定

### (目的)

第 1 条 「公益財団法人大学基準協会定款」第 4 条第 1 項第 3 号に係る事業を実施するに当たり、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）における公的研究費の管理及び運営に関し、体制の整備及び充実を図り、もって不正を防止することを目的として、以下の通り基本方針を定める。

### (責任体制)

第 2 条 本協会の競争的資金等を管理するために、最高管理責任者及び統括管理責任者並びにコンプライアンス推進責任者を置き、責任体制を明確にする。

### (ルール of 明確化)

第 3 条 競争的資金等の事務処理手続きについて常に検証を行い、ルールの明確化及び統一化を図るとともに、職員に対して周知を図る。

### (不正防止計画)

第 4 条 競争的資金等の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、不正防止計画の策定を行う。

### (適正な運営・管理活動)

第 5 条 競争的資金等の適正な運営・管理活動を図るために、不正防止計画を着実に実施する担当者又は部署を置き、実施状況に応じて不正防止計画の必要な見直しを行う。

### (相談窓口)

第 6 条 本協会内外からの、競争的資金等に係る事務処理手続きに関する相談を受ける窓口を設置する。

### (通報窓口)

第7条 本協会内外からの、競争的資金等の不正使用又は研究活動上の不正行為に関する通報又は告発を受け付ける窓口を設置する。

(調査等)

第8条 本協会内外からの通報若しくは告発又は内部監査等により、競争的資金等の不正使用に係る調査が必要と認めた場合は、公正かつ透明性の高い仕組みによる調査を行う。

(検収体制)

第9条 本協会における物品等の発注に基づく適切な給付の完了確認を行うための検収体制を構築する。

(内部監査)

第10条 競争的資金等の適切な管理のため、本協会全体の視点からモニタリング及び内部監査体制を整備する。

(改廃)

第11条 この方針の改廃は、常務理事会が行う。

附 則 (平成28年5月23日)

この方針は、平成28年5月23日から施行する。

附 則 (令和5年9月26日)

この方針は、令和5年9月26日から施行する。